

個別所得の金額の計算に関する明細書

連 結
事 業 年 度

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表四の二付表

令三・四・一以後終了連結事業年度分

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	円	円	配 当 其 他
加 減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	2		其 他
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	3		其 他
	4		
	5		
小 計	6		
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	7		
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	8		※
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	9		※
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	10		※
	11		
小 計	12		外 ※
仮 計	13		外 ※
	(1)+(6)-(12)		
加 損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く。)	14		
損 金 経 理 を し た 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 及 び 連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額	15		
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)	16		其 他
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税	17		
損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	18		
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)	19		其 他
加 算 金、延 滞 金 (延 納 分 を 除 く。)	20		
小 計	20		
減 収 益 と し て 経 理 し た 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 及 び 連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額	21		
収 益 と し て 経 理 し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)	22		※
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	23		
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	24		
所 得 税 額 等 及 び 連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	25		※
小 計	26		外 ※
仮 計	27		外 ※
	(13)+(20)-(26)		
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 八 の 二 付 表 11)	28	△	※ △
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 十 五 の 二 「22」 又 は 「23」)	29		其 他
仮 計	30		外 ※
	(27)から(29)までの計		
対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 十 七 の 二 (一) 「33」)	31		其 他
連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 十 七 の 二 (二) 付 表 一 「8」 の 計 1)	32	△	※ △
仮 計	33		外 ※
	(30)から(32)までの計		
被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額	34	△	※ △
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 十 四 の 二 「36」)	35		其 他
沖 積 の 定 法 人 又 は 国 家 職 務 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 十 の 二 「7」 又 は 「12」 又 は (別 表 十 の 二 「8」 の うち 繰 越 さ れ る 金 額。)	36	△	※ △
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 六 の 二 (一) 「22」)	37		其 他
税 額 控 除 の 対 象 と な る 個 別 外 国 法 人 税 の 額 (別 表 六 (二) の 二 「7」)	38		其 他
分 配 時 課 税 外 国 税 額 等 の 個 別 帰 属 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別 表 六 の 二 (二) の 二 「24」 又 は 別 表 十 七 (三) の 六 「9」)	39		其 他
連 結 組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 連 結 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 九 (二) 「10」)	40		
対 外 船 舶 運 送 事 業 者 の 日 本 船 籍 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 四 「20」、 「21」 又 は 「23」)	41		※
仮 計	42		外 ※
	(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)		
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別 表 九 (一) 「13」)	43		
連 結 中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 七 の 二 付 表 二 「12」)	44		※
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	45		※
仮 計	46		外 ※
	(42)から(45)までの計		
連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 七 の 二 付 表 一 「19」 の 計 1) + (別 表 七 の 二 付 表 四 「9」 若 し く は 「21」 又 は 別 表 七 の 二 付 表 五 「10」)	47	△	※ △
仮 計	48		外 ※
	(46)+(47)		
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (一) 「43」)	49	△	※ △
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (一) 「14」 「10」)	50	△	
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 籍 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 四) 「13」 の 計 1)	51	△	
国 際 開 港 港 用 地 準 備 金 積 立 額、 中 国 開 港 港 用 地 準 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 一) 「15」、 別 表 十 二 (十 二) 「16」 又 は 別 表 十 二 (十 五) 「12」)	52	△	
特 別 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 損 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 十 の 二 (二) 「20」 - 「17」)	53		※
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 連 結 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 の 損 金 算 入 額	54	△	
個 別 所 得 金 額 又 は 個 別 欠 損 金 額	55		外 ※

【No.11】各連結法人の1欄又は55欄の金額の合計額は、別表四の二の1欄又は55欄の金額と一致していますか。